

# 令和元年度第2回東区協議会 次第

日時：令和元年5月31日（金）午後1時30分から

会場：東区役所 3階 31、32会議室

## 1 開会

## 2 会長あいさつ

## 3 議事

### (1) 協議事項について

ア コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の本格実施について

【教育総務課】

イ 平成30年度地域力向上事業（助成事業）の事後評価について【区振興課】

### (2) 報告事項について

ブラジルパラリンピック選手団サポートボランティアの募集について

【スポーツ振興課】

### (3) 地域課題について

## 4 その他

### (1) 東区の取り組み

### (2) その他

### (3) 6月の開催予定 令和元年6月26日（水）午後1時30分から

会場：東区役所3階 31、32会議室

## 5 閉会

## 区 協 議 会

区 分	□諮問事項      ■協議事項      □報告事項				
件 名	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の本格実施について				
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	<p><b>【背景】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されている。</li> <li>・子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、社会総掛かりでの教育の実現が不可欠。</li> <li>・学校と地域がパートナーとして連携・協働による取組を進めていくためには、目標やビジョンを共有することが重要。</li> <li>・「地域とともにある学校」への転換を図るコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めるための制度であり、全国的に導入が進んでいる。</li> </ul> <p><b>【経緯・現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年度、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、学校運営協議会について規定された。</li> <li>・本市においては、平成28年度から市立小中学校の中から数校をコミュニティ・スクール推進モデル校に選定し、制度の試行・検証を実施している。</li> <li>・平成29年度の法律改正により、学校運営協議会の設置が、教育委員会の努力義務となった。</li> <li>・令和元年度、本市では、24校（小14・中10）をモデル校に選定し、制度の試行を継続している（別紙「リーフレット」参照）。</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度導入に向けた教員の意識改革</li> <li>・学校の組織体制の整備</li> <li>・多くの地域住民に関わっていただくための仕組みの構築</li> </ul>				
対象の区協議会	全区協議会				
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度でモデル校による試行は終了し、令和2年度からは、法律に基づくコミュニティ・スクールを準備の整った学校から順次導入する。</li> <li>・「浜松市学校運営協議会規則（仮称）」を制定し、コミュニティ・スクールの運用等の詳細について定める（別紙「規則案」参照）。</li> <li>・コミュニティ・スクールは、学校運営協議会委員への就任など、地域住民の皆様には、学校運営へ参画していただくための制度であるので、区協議会委員の皆様には、制度や規則案の内容等についてご意見をいただきたい。</li> </ul>				
備 考 （答申・協議結果を得た い時期、今後の予定など）	令和元年6月：規則案を浜松市教育委員会へ上程 令和元年7月：規則の公布 令和2年4月：規則の施行、準備の整った学校から運用を開始				
担当課	教育総務課	担当者	山下 博之	電話	457-2401

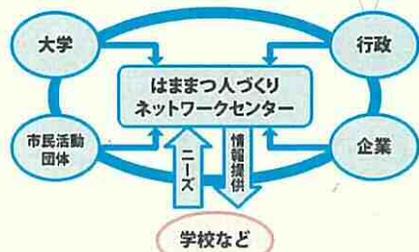
必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。



## はままつ人づくりネットワークセンター

「はままつ人づくりネットワークセンター」は、地域の組織や人材を補うための仕組みです。本市には、魅力的な人材や素材が多くあります。

これらは、「はままつの宝」です。この宝を市内全小・中学校の教育活動に提供します。地域の人材や素材等と「はままつ人づくりネットワークセンター」の講座等を効果的に活用することで、子供たちの学びがさらに豊かになることが期待できます。



「はままつの宝」は、こんなにいっぱい!



大学生によるプログラミング講座



生き方講座 (未来授業)



博物館講座体験



おんな城主直虎講座



神澤おくない体験

「はままつ人づくりネットワークセンター」のホームページ

<https://www.hamahitonet.jp/>

はままつ人づくり

検索



浜松市教育委員会 教育総務課

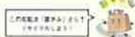
〒430-0929

浜松市中区中央一丁目2番1号 イーステージ浜松オフィス棟6F

TEL.053-457-2401 FAX.053-457-2404

E-Mail renkei@city.hamamatsu-szo.ed.jp

このリーフレットは、静岡文化芸術大学の皆さんにご協力いただいたで作成しました。



# 浜松市の コミュニティ・スクール

2019年度

未来を創り出せる子供をみんなの力で育てる  
それが「はままつの人づくり」



浜松市では、子供たちが自分の力で未来を創り出す力を育む「未来創造への人づくり」の実現を目指しています。その実現のためには、学校、家庭、地域、行政等が力を合わせて子供たちを育む「市民協働による人づくり」が欠かせません。

コミュニティ・スクールは、「市民協働による人づくり」を実現する取組の一つです。この取組により、教育の質がさらに高まるだけでなく、地域の将来を担う人材の育成にもつながることが期待できます。

2020年度から、市内小・中学校に順次、法に基づいた学校運営協議会制度を導入していきます。

浜松市教育委員会

はままつ型コミュニティ・スクールとは

学校と地域が連携・協働する仕組みをいいます。特徴としては、学校と地域をつなぐ学校支援コーディネーターを委員の中に置いておくこと、地域の組織や人材を補完する「はままつづくりネットワークセンター」を仕組みとして設けたことです。

運営協議会では、学校運営の基本方針や目指す子供の姿、学校の課題などを学校と地域が共有し、その実現や解決に向けた取組について話し合います。この話し合いを受け、学校支援コーディネーターが地域の組織や人材等を学校につなぐ、学校運営に必要な支援を実現します。

この仕組みにより、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組み、子供たちの豊かな成長を支えています。

運営協議会

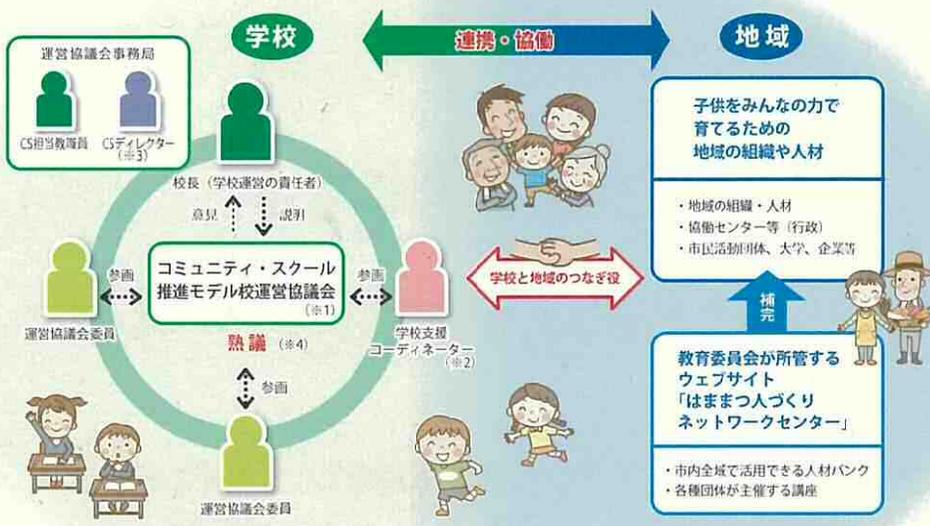


構成メンバー例

- PTA会長
- 保護者
- 協働センター職員
- 校長
- 自治会長
- 民生委員・児童委員
- 学校支援コーディネーター
- 元教員 等

未来を創り出せる子供をみんなの力で育てる  
はままつ型コミュニティ・スクール

市民協働による人づくりの実現



※1 学校運営の基本方針や目指す子供の姿、学校の課題などを共有し、その実現や解決に向けた取組について話し合います。  
※2 運営協議会での話し合いを受け、学校の運営に必要な支援をするために、学校と地域をつなぐ役割を果たします。  
※3 運営協議会の議案書作成・印刷、議事録の作成など、事務的な役割を担います。また、中学校区内の他の運営協議会との連絡・調整を行います。  
※4 多くの当事者による「熟慮」と「議論」を重ねながら課題解決を目指す対話のことで、

コミュニティ・スクールには  
どんな効果があるの？

- 児童・生徒**
  - ・学校だけでは実現できない豊かな体験や学びが充実します。
  - ・多くの人と関わることにより、夢と希望を持つことができます。
  - ・地域の担い手としての自覚が高まります。
- 教職員**
  - ・地域の人々の理解と協力を得た学校運営が実現します。
  - ・地域人材を活用した教育活動が充実します。
  - ・地域の協力により、子供と向き合う時間が確保できます。
- 保護者**
  - ・保護者同士や地域の人々との人間関係が構築できます。
  - ・学校や地域に対する理解が深まります。
  - ・地域の中で子供たちが育てられているという安心感があります。
- 地域の人々**
  - ・経験を生かすことで生きがいや自己有用感につながります。
  - ・学校を通して多くの人と交流することができます。
  - ・学校と連携・協働して子供たちを育てることが地域の活性化につながります。

運営協議会での熟議を経て、学校支援コーディネーター等が地域とつないで実現した教育活動



第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	平成 30 年度地域力向上事業の事後評価について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>地域力向上事業は、住みよい地域社会を実現するため、区民の参加と協働により区の特性を活かした事業や課題を解決する事業です。</p> <p>○市民提案による住みよい地域づくり助成事業 団体の提案の基づき、市が公益上の必要性を認め、団体が自主的に取り組む事業に対し、市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業</p>				
対象の区協議会	東区				
内 容	<p>平成 30 年度実施の市民提案による住みよい地域づくり助成事業の事業評価について報告を行います。</p> <p>・評価件数 6 件</p> <p>事後評価内容については、別紙のとおり。</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	<p>・事後評価の結果については、浜松市東区のホームページにて公開します。</p>				
担当課	東区・区振興課	担当者	沼野・根本	電話	424-0115

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

平成30年度 地域力向上事業 事後評価

【助成事業】

( 円 )

No.	事業名	団体名	実施 状況	評価				市執行額 (補助金額)
				東区らしさ	達成度	支援の 必要性	費用対 効果	
1	ノルディック・ウォークの普及推進で健康力アップと健康寿命の延伸	浜松東ノルディック・ウォーク普及推進実行委員会	終了	B	A	B	B	104,000
2	天王町東・浜松市地域遺産認定記念事業	天王町東の歴史を語る会	終了	A	A	B	B	147,000
3	こども食堂を通じた地域コミュニティ作り事業	中ノ町こども食堂	終了	B	A	B	B	150,000
4	東区キンボールスポーツ大会	東区スポーツがんばる会	終了	A	A	B	B	100,000
5	明治150年・甲子園100回とふるさと笠井の歴史展	笠井だるま市保存会	終了	A	A	B	A	31,000
6	ふるさと笠井歴史探訪解説板設置事業	笠井郷土の歴史と文化を学ぶ会	終了	A	A	B	B	140,000
7								
8								
9								
							合計	672,000

地域力向上事業の評価基準について

評価項目		評価及び判断基準		
東区らしさ	評価	A 高い	B 普通	C 低い
	判断基準	・事業の実施にあたり、各区固有の人材、資源などを活かしたか。より発展、強化させることに繋がったか。		
事業目的の達成度	評価	A 高い	B 普通	C 低い
	判断基準	・提案時点で掲げた目的をどの程度達成したか。		
財政支援の必要性	評価	A 高い	B 普通	C 低い
	判断基準	・市が補助金を支出して支援を行う必要性（財政面で市の支援を必要とする事業であるかどうか）		
費用対効果	評価	A 高い	B 普通	C 低い
	判断基準	・事業実施により得られた効果と、かかる経費のバランスは適切か。		

## 助成事業 No.1

< 平成30年度 > ( 東区 区振興課 )

<b>事業名</b>	ノルディック・ウォークの普及推進で健康力アップと健康寿命の延伸			
<b>実施団体名</b>	浜松東ノルディック・ウォーク普及推進実行委員会			
<b>事業の目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康はままつ21の目標である健康寿命の延伸を図るために、健康的な軽スポーツであるノルディック・ウォーキングの普及を通して区民の健康づくりを推進する。</li> <li>・普及推進活動により、生活の一環としてノルディック・ウォーキングを継続することで、健康づくりの実践と意識の高揚を図り、健康寿命の延伸及び介護期間の短縮に繋がるものと期待される。</li> <li>・また、ノルディック・ウォーキング愛好家による活動や歩行紀行などの催事を通し、市民間で新しいコミュニケーションづくりが可能となると考えられる。</li> </ul>			
<b>事業の成果 (内容)</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各種団体、サロン、同好会などを対象としたノルディック・ウォーキング体験会の開催 開催回数:8回 参加者計:191人  ※受講年齢層は60歳～80歳が中心。 ※大半がノルディック・ウォーク未経験者か数回程度の経験者。 ※事業実施後のアンケートを実施しており、8割以上が今後も継続すると回答。</li> <li>2 小人数グループ対象のノルディック・ウォーキングミニ体験会 開催回数:5回 参加者計:45人</li> <li>3 文化・歴史探訪ノルディック・ウォーキング大会の開催               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)中ノ町地区 開催日:平成30年5月12日 参加者数:124人</li> <li>(2)積志地区 開催日:平成30年11月27日 参加者数:148人</li> </ol> </li> </ol>			
<b>総事業費(円)</b>	260,008	<b>補助金額(円)</b>	104,000	
<b>評価</b>	<b>項目</b>	<b>ランク</b>		
		A	B	C
	1) 東区らしさ	高い	(普通)	低い
	2) 事業目的の達成度	(高い)	普通	低い
	3) 財政支援の必要性	高い	(普通)	低い
4) 費用対効果	高い	(普通)	低い	
<b>意見等</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・この事業は、健康寿命の延伸を図るために、健康的な軽スポーツであるノルディック・ウォーキングの体験会等を実施し、その普及を通じて区民の健康づくりを推進する事業である。</li> <li>・地区代表等のノルディック・ウォーキング体験会や出前講座実施後も継続して健康維持のために実践している方が増加した。</li> <li>・地域の文化・歴史を探訪するノルディック・ウォーキング大会を企画・開催するなど、事業を多くの方に発信している。</li> </ul>				

## 助成事業 No.2

< 平成30年度 > ( 東区 区振興課 )

事業名	天王町東・浜松市地域遺産認定記念事業			
実施団体名	天王町東の歴史を語る会			
事業の目的	浜松市地域遺産認定事業に自治会が提案した「地蔵菩薩堂」「秋葉灯籠」「屋台」の3件が承認され、いずれも歴史的な建造物であり、将来に亘り保存するに値するものである。このことを広く地域に周知し、保存への啓発につとめることを目的とする。			
事業の成果 (内容)	<p>浜松市地域遺産として認定された「天王町東地蔵菩薩堂(以下御堂)」、「天王町東秋葉山常夜燈鞘堂(以下常夜燈)」、「天王町東引舞台家形(以下屋台)」の保存と啓発のための事業を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 解説板の設置 建築物である御堂と常夜燈については、訪問者や地域住民への案内のため解説板を設置した。</li> <li>2 地域遺産紹介冊子「伸びゆく町」の配布 地域遺産3件の歴史や建築構造の特殊性等を解説した資料を発行し、町内へは各戸配布、町外へも頒布し、周知を図った。 発行部数1,000部</li> <li>3 講演会の開催 建築等の専門家を招き、講演会を開催した。 会場:天王町東公会堂 演題:天王町東の歴史と屋台 講師:浜松市博物館学芸員 久野正博氏 参加:41人</li> <li>4 地域遺産だよりの発行 地域の歴史や文化、自然を紹介する冊子を2回発行し配布した。 配布時期①7月、②10月 発行部数:①500部、②600部</li> </ol>			
総事業費(円)	294,354	補助金額(円)	147,000	
評価	項目	ランク		
		A	B	C
	1) 東区らしさ	(高)	普通	低い
	2) 事業目的の達成度	(高)	普通	低い
	3) 財政支援の必要性	高い	(普通)	低い
	4) 費用対効果	高い	(普通)	低い
意見等				
<p>・この事業は、地域の貴重な財産を周知し、保存することの大切さや郷土愛の醸成を図ることを目的としており、「文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業」、「地域の特性を活かしたまちづくり事業」である。</p> <p>・事業実施にあたり、地域自治会等と協力して事業展開するなど、地域遺産の存在、地域の中での位置付けや保存の必要性について周知が充分に図られていた。</p>				

## 助成事業 No.3

< 平成30年度 > ( 東区 区振興課 )

事業名	こども食堂を通じた地域コミュニティ作り事業			
実施団体名	中ノ町こども食堂			
事業の目的	地域の子どもに食の安全さ、大切さを伝える。 皆で食卓を囲むことで子ども同士や地域などとの交流を深める。			
事業の成果 (内容)	<p>子ども食堂「中ノ町げんき食堂」開催を通じ、参加した子どもや保護者に食の安全や大切さを伝えた。また、子ども同士や地域の他世代、他NPOの協力による海外留学生との交流も行き、子ども食堂を中心とした地域コミュニティ作りを図った。</p> <p>・「中ノ町げんき食堂」の開催 開催回数: 15回(6/22、7/22、8/24、9/14・28、10/12・26、11/9・22、12/14、1/25、2/8・22、3/8・22) 参加人数: 延べ450人(1回の定員30人)</p>			
総事業費(円)	307,425	補助金額(円)	150,000	
評 価	項 目	ランク		
		A	B	C
	1) 東区らしさ	高い	(普通)	低い
	2) 事業目的の達成度	(高い)	普通	低い
	3) 財政支援の必要性	高い	(普通)	低い
	4) 費用対効果	高い	(普通)	低い
意見等				
<p>・この事業は、地域の子どもに食の安全さ、大切さを伝えるとともに、子ども同士や地域などと交流を図ることを目的としており、「安心安全な地域づくりに関する事業」、「健康・福祉の向上に関する事業」「地域の特性を活かしたまちづくり事業」である。</p> <p>・「子ども食堂」開催にあたり、食の安全さや大切さを参加児童や保護者に伝えるとともに、地域の自治会、学校、社会福祉協議会、他団体との協働や、地域で活動する人材の活用を図るなど、目的である地域コミュニティ作りも達成されている。</p>				

## 助成事業 No.4

< 平成30年度 > ( 東区 区振興課 )

事業名	東区キンボールスポーツ大会			
実施団体名	東区スポーツがんばる会			
事業の目的	キンボールスポーツを通じて地域相互の親睦と運動不足解消のお手伝いができ、健全な市民生活の充実に資する事を目的とする。			
事業の成果 (内容)	<p>1 キンボールスポーツ教室の実施 開催期間:8月25日～2月16日(12回)※うち6回は審判講習会も開催 参加者数:延べ360人</p> <p>2 「東区長杯」キンボールスポーツ大会の開催 開催日:平成31年2月24日 会場:長上協働センター体育館 参加チーム:16チーム(大人男女混合9チーム、高学年混合4チーム、低学年混合3チーム)計146人</p>			
総事業費(円)	200,238	補助金額(円)	100,000	
評価	項目	ランク		
		A	B	C
	1) 東区らしさ	(高い)	普通	低い
	2) 事業目的の達成度	(高い)	普通	低い
	3) 財政支援の必要性	高い	(普通)	低い
	4) 費用対効果	高い	(普通)	低い
意見等				
<p>・この事業は、キンボールスポーツで、地域相互の親睦と市民生活の充実を図ることを目的としており、「文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業」である。</p> <p>・「キンボールスポーツ」という競技を取り上げ、幅広い年代で参加し楽しむことができる環境を整備することにつとめていることから、市民生活の充実という目的を達成できている。</p>				

助成事業 No.5

< 平成30年度 > ( 東区 区振興課 )

事業名	明治150年・甲子園100回とふるさと笠井の歴史展			
実施団体名	笠井だるま市保存会			
事業の目的	地域文化向上のため、笠井だるま市において笠井の歴史と文化を来場者に紹介し、地域と一体となったコミュニティづくりを推進する。			
事業の成果 (内容)	<p>平成30年は明治元年から起算して満150年の年にあたる。また今年開催された全国高等学校野球選手権記念大会が第100回目となったことから、笠井地区の古写真やポスター、笠井地区にある浜松東高校と連携し、明治、甲子園を主題とした作品、地域住民や地元幼稚園の展示を行い、笠井の歴史を地域住民へ紹介した。</p> <p>開催日：平成31年1月10日 開催場所：福来寺だるま会館 来場者数：延べ3,000人</p> <p>&lt;実施内容&gt; 1 浜松東高校と地域との交流 浜松東高校生徒の作品展示 2 地域の歴史紹介 「明治」「甲子園」と笠井の関連を歴史や文化などから掘り下げた展示の実施。</p>			
総事業費(円)	132,600	補助金額(円)	31,000	
評価	項目	ランク		
		A	B	C
	1) 東区らしさ	高い	普通	低い
	2) 事業目的の達成度	高い	普通	低い
	3) 財政支援の必要性	高い	普通	低い
4) 費用対効果	高い	普通	低い	
意見等				
<p>・この事業は、展示を通じて地域を盛り上げ、運営に参加する高校生や、地域人材の活用や地域をとりまく団体の活動を来場者に紹介し、地域と一体となった事業であり「地域コミュニティづくりに関する事業」、「文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業」、「地域の特性を活かしたまちづくり事業」である。</p> <p>・地域の歴史や文化に絡めた内容で来場者の関心を高めるとともに、浜松東高校や地域の団体・個人と協働した展示を行っており、目的が達成されている。</p>				

## 助成事業 No.6

＜ 平成30年度 ＞ （ 東区 区振興課 ）

事業名	ふるさと笠井歴史探訪解説板設置事業			
実施団体名	笠井郷土の歴史と文化を学ぶ会			
事業の目的	地域文化の向上のため、笠井の歴史と文化を紹介し、地域住民へ笠井の歴史に触れる機会を提供する。 笠井の歴史と文化を広く地域住民へ啓発することで地元への愛着を深め、郷土愛を醸成することができる。			
事業の成果 (内容)	<p>＜解説板の設置＞ 古くから笠井で行われている行事等を取りまとめた解説板を設置し、地域の歴史と文化を伝え、広く地域住民へ啓発を行う。</p> <p>＜解説板の内容＞ 笠井市の発生と市神祭・だるま市について</p> <p>＜設置場所＞ 笠井福来寺境内(東区笠井町)</p>			
総事業費(円)	286,200	補助金額(円)	140,000	
評価	項目	ランク		
		A	B	C
	1) 東区らしさ	(高い)	普通	低い
	2) 事業目的の達成度	(高い)	普通	低い
	3) 財政支援の必要性	高い	(普通)	低い
	4) 費用対効果	高い	(普通)	低い
意見等				
<p>・この事業は、地域の歴史を紹介し、郷土愛を醸成することを目的とした事業であり「文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業」、「地域の特性を活かしたまちづくり事業」である。</p> <p>・解説板は、内容に関連し、地域住民が多く集まる場所に設置されており、地域住民が歴史に触れる機会を提供しており、目的を達成している。</p>				

## 区 協 議 会

区 分	□諮問事項 □協議事項 ■報告事項				
件 名	ブラジルパラリンピック選手団サポートボランティアの募集について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>平成30年7月、浜松市は、ブラジルパラリンピック委員会と「東京2020パラリンピック競技大会に係る事前合宿に関する協定書」を締結した。</p> <p>ブラジルのパラリンピック全競技を受け入れることとなり、ブラジルから多くのアスリートが集結する。</p> <p>2020年のブラジルパラリンピック選手団の浜松での合宿に向け、現在、Torcida BRASIL “ブラジル応援団”（ブラジルパラリンピック選手団サポートボランティア）を募集している。</p>				
対象の区協議会	全ての区協議会				
内 容	<p>事前合宿の受け入れは、単なる練習会場の提供だけではなく共生社会を進化させるきっかけとして推進している。ひとりでも多くの市民の皆様に関わりをもっていただきたいと考えており、今回のボランティア（Torcida BRASIL “ブラジル応援団”）募集について報告する。</p> <p>&lt;Torcida BRASIL “ブラジル応援団” 募集概要&gt;</p> <p>募集期間 平成31年3月28日（木）から6月30日（日）</p> <p>募集人数 1,000人</p> <p>活動期間 2020年8月1日～8月31日（予定）</p> <p>活動内容 市内練習会場の準備・運営、選手等への言語支援、バス・トラック等への選手乗り込み補助、競技備品積み込み補助</p> <p>活動場所 市内各練習会場等</p> <p>活動時間 1回の活動は半日を予定</p> <p>参加基準 2019年3月までに中学校を卒業された方 または2020年3月に中学校を卒業見込みの方 浜松市に在住または通勤・通学されている方 日本語での説明が理解できる方</p> <p>応募方法 浜松市ホームページのウェブサイトからの応募 ※パソコン、スマートフォン、携帯電話等 ◇URLから◇QRコードから◇浜松市ホームページスポーツコミッション情報内リンクから◇「浜松市 Torcida」で検索</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月に中区、西区、浜北区及び天竜区協議会へ報告</li> <li>・5月に東区、南区及び北区協議会へ報告</li> </ul>				
担当課	スポーツ振興課	担当者	中村 浩康	電話	457-2421

## ●四半世紀に上る多文化共生の取り組み

本市は、古くから‘ものづくりのまち’として発展しました。いくつもの世界的企業が浜松を中心に事業展開し、地域の中小企業の技術がものづくりを下支えしています。

1990年、出入国管理法が改正されました。日系3世などを対象とする「定住者」とした在留資格を創設するなど、外国人の受け入れ範囲が拡大されました。ものづくりのまち・浜松には、外国人労働者にとって、たくさんの働き口があり、とりわけ、ブラジル人の移住が顕著に見られました。

生まれた場所が違い、使う言葉も違うブラジル人市民。一緒に連れてきた子どもたちの教育は後回し。ゴミ出しのルールは理解できない。生活していく上で、トラブルが頻繁に起こりました。外国人と共に生きる社会を築くのに、極めて重要な課題です。

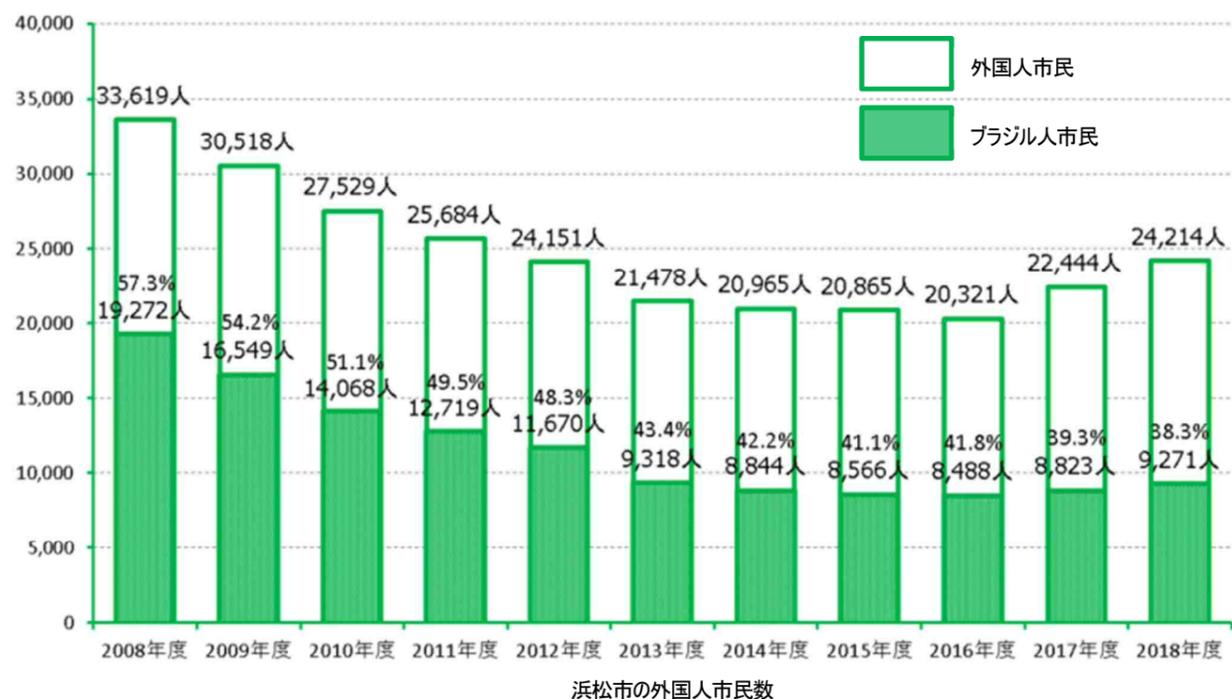
本市は、全国に先駆け、多文化共生に取り組みました。日本語教室や異文化の理解を深める外国人学習支援センターを設置しました。また、小学校のクラスには子どもたちに言葉の手助けを行う支援員を置くとともに、地域の協力を得て、子どもたちの不就学ゼロを目指しました。こうした外国人との共生のまちづくりを進めた結果、その思いはブラジル本国でも評価されています。また、2009年には全国で3か所目となる総領事館が設置されています。



毎年恒例のイベントとして定着した「浜松カップ『サンバフェスタ』」

本市のブラジル人住者は約20,000人いたことがあります。その後、リーマンショックの影響により大幅に減少し、2016年5月には8,500人を下回りました。しかしながら、現在は、景気の回復と合わせて、ブラジル人の浜松回帰の傾向が見られます。この2年の間に約800人も増加し、今や、9,300人にまで回復しています。これは、我が国の中で一番多い数です。

同じクラスにブラジル国籍の友だちがいる。隣の家にはブラジル人の家族が住んでいる。本市では当たり前の光景です。現在では、ブラジル国籍を持つ大学生も増え始めており、若いブラジル人が活躍できる社会が芽生え始めています。



## ●共生社会にオリパラスパイス

2016年5月、浜松市はブラジルのホストタウンに登録されました。隣人の母国からナショナルチームが事前キャンプにやってくるのですから、本市が受け入れることは至極当然です。

事前キャンプの目的は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を前に、時差の調整など体調管理を行うもの。とりわけ、パラリンピックに関してはすべての競技を受け入れる協定を結んでおり、来訪する選手は総勢400人に上り、練習会場も市内14か所となります。これほど大規模な事前キャンプはパラリンピック史上、例はありません。

共生社会にオリパラスパイスを加えたい。選手団の受け入れは、単なる練習会場の提供だけではなく、優しいまちへと変わるきっかけにしたい。外国人も障がいのある人もだれもが隔たりなく、仕事に、スポーツに、学習に打ち込める社会へとつなげたい。これまでの共生社会を更に進化させる。こうした思いを乗せて、市民の皆様と一緒に進めていきたいと考えます。

これまでにない大規模な事前キャンプに向けて、1,000人の「トルシーダ ブラジル」を募集します。練習を支援するボランティアスタッフとして、ぜひ、ご協力をお願いします。



ブラジル車いすマラソン選手団と浜松西部特別支援学校との交流

## ●パラリンピック選手団の受け入れで、‘人’や‘まち’が変わる

障がいのある海外からのアスリートとの交流を通し、地域に波及する効果は無限大。その一例を挙げます。

### ○パラスポーツを学べる

選手団の練習をサポートすることでパラリンピック競技を学ぶことができます。さらには、学びから競技の普及へと広がりを見せ、パラスポーツが地域に根付くことも期待できます。

河合純一さん（浜松出身・パラリンピック殿堂入り（日本人初））からは、だれもが参加できる浜松発のポッチャ大会の提案がありました。



選手が使用するレーザータイプの車いす

### ○優しいまちへと変わる



市内のホテルではUD化が進められた

障がいのあるアスリートとの交流を通して、心のユニバーサルデザインが地域に浸透します。ホテルなど公共的空間やバス・タクシーなどの公共交通機関においてもUD化が進み、優しいまちへと変貌を遂げます。また、UDが地域のものづくり産業に活かされ、新産業の創出のシーズになることも期待できます。

浜北区に本社を置く会社では、マグネシウム合金を活用した超軽量車いすの研究を進めており、市場での販売にまで事業を拡大しています。

## ○共生社会が進む

本市の外国人市民は増加傾向にあります。また、2019年4月の新たな改正入管法の施行により、この傾向は続く可能性があります。

このため、多文化共生の取り組みは更に強化させる必要があります。本市は、外国人集住都市会議の立ち上げを呼びかけるなど、多文化共生をリードする都市のひとつです。異文化への理解を市民の皆さんとともに進め、心の国境を感じさせない都市を目指します。

ブラジル選手団の受け入れに当たっては、宿泊するホテルやランチの配食企業の皆さんとともに、ブラジル料理の研究を行います。

## ○文化活動に反映される

本市では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、地域の文化を広げていくために、2020文化プログラムを進めています。

文化プログラムでは「人と人の響き合い」を主眼に、共生社会の大切さを表現するイベントとして、プロダンサーと車いすダンサーによるコミュニケーションを行いました。文化活動など様々な場面で、だれもが活躍できる場を増やしていきます。



フュージョンに代表されるブラジル料理



車いすダンサーとのコラボレーション(くりダン2018)

## ○子どもたちの心に残される



アスリートフェスタ 2018 に参加した飯塚翔太選手(リオ大会銀)

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は、正に一生に一度のイベントです。東京のものだけにしてしまうのはもったいない。

ブラジル選手団の事前キャンプの受け入れなど東京2020に関連したイベントを通して、オリンピック・パラリンピックが市民の皆さんも身近なものに感じることができます。また、障がいのある海外のアスリートとの交流により、子どもたちの心の壁が拭い去られます。

## 皆さんの協力をお待ちしています。

〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2

浜松市市民部スポーツ振興課 ブラジルホストタウン推進グループ

Tel 053-457-2421

E-mail sports@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# トルシーダ参加のススメ

*Vamos fazer juntos!*

Torcida BRASIL は、ブラジルパラリンピック選手団をサポートするボランティアのことです。

## 【認め合う】似ていない。だから、うまくいく。

——— 心の国境を感じさせない都市 ———

地域コミュニティの場では、日本人市民と外国人市民が一緒になって、自治会活動をはじめ、地域のお祭りや清掃ボランティアなどの様々な活動に参加しています。また、海外の文化を取り入れた新しいイベントなどが生まれています。お互いの文化を教え合う教室なども共同運営されることにより、相互の習慣の違いを受け入れる優しさや、外国人市民が日本の決まりを尊重する考え方が定着し、言語や文化の違いに起因するトラブルはありません。

また、ブラジル総領事館をはじめ、ビザの発行の相談ができる窓口など、様々な国籍に対応できるサポートが充実しており、多くの外国人市民が、住みやすさを実感しています。国境を感じさせない都市として、あらゆる市民が創造性を発揮できる社会をつくり上げています。

浜松市総合計画「1 ダースの未来」から抜粋

# ブラジルパラリンピック選手団サポートボランティア



ブラジルからパラリンピック選手団が浜松にやってきます。

これは東京パラリンピック競技大会を前に、時差の調整など体調管理を行うもの。対象競技はすべてのパラリンピック競技です。来訪する選手は総勢 400 人に上り、練習会場も市内 14 か所となります。これほど大規模な事前合宿はパラリンピック史上、例はありません。

浜松と関わりの深いブラジルの選手団は、リオパラリンピックでは世界 8 位のメダルを獲得しています。オール浜松で精一杯サポートし、心のバリアフリーをレガシーとして地域に広げたいと思います。ぜひご協力をお願いします。

応募  
締切

2019 年 6 月 30 日まで

応募  
方法

浜松市ホームページのウェブサイトからのご応募となります。  
<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/sports/torcidabrasil.html>



浜松市 Torcida

検索



浜松市 市民部スポーツ振興課

TEL : 053-457-2421

MAIL : [sports@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:sports@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

# Torcida BRASIL “ブラジル応援団” って？

## ●どんな応援団なの？

練習会場の準備・運営等、ブラジルパラリンピック選手団の浜松での合宿をサポートするメンバーのことです。

選手等への言語支援  
(英語・ポルトガル語による簡単な意思疎通)



バス・トラック等への選手乗り込み補助、  
競技備品積み込み補助

## ●いつからいつまで？

1回の活動は半日を予定しています。  
合宿は、2020年8月1日～31日の予定です。  
この期間に1回以上のご協力をお願いします。

※競技ごとの練習スケジュールにより開始時間は異なります。  
※同日に午前と午後両方の活動をお願いする場合があります。

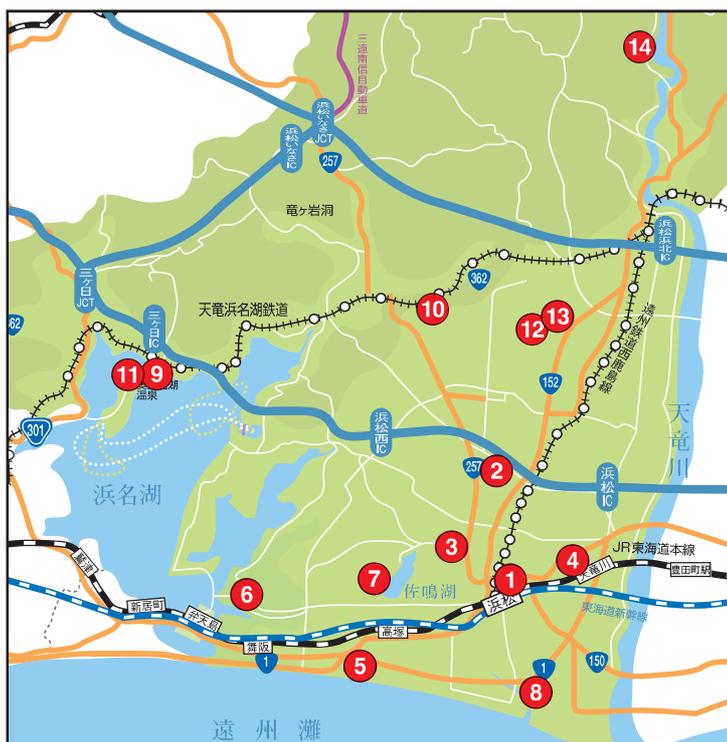
## ●どんな人が参加できるの？

浜松市の高校生から大人まで参加可能！

- ・2019年3月までに中学校を卒業された方  
または2020年3月に中学校を卒業見込みの方
- ・浜松市にお住まいの方  
または通勤・通学されている方
- ・日本語での説明が理解できる方

## ●どこで活動するの？

活動予定の場所は浜松市内14か所の練習場等です。



	会場名	競技名
①	アクトシティ浜松 展示イベントホール	ボッチャ、パワーリフティング、 車いすフェンシング
②	四ツ池公園陸上競技場	陸上競技
③	浜松学院大学 体育館	ゴールボール
④	浜松アリーナ	バドミントン、シットイングバレーボール、 卓球、ウィルチェアラグビー
⑤	古橋義之進記念浜松市総合水泳場(ToBio)	水泳
⑥	雄踏総合体育館	柔道、テコンドー
⑦	佐鳴湖漕艇場	カヌー
⑧	江之島アーチェリー場	アーチェリー
⑨	三ヶ日青年の家	トライアスロン
⑩	常葉大学浜松キャンパス トコアリーナ	ゴールボール
⑪	浜名湖東急サニーパーク	車いすテニス
⑫	浜北総合体育館	車いすバスケットボール
⑬	浜北平口サッカー場	5人制サッカー
⑭	天竜ポート場	ボート

※2019年3月31日現在

※具体的な活動場所については、浜松市 HP のスポーツコミッション情報

「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 (<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/sports/torcidabrasil.html>)」内のボランティア募集概要 (PDF) をご覧ください。

# ブラジルパラリンピック選手団受け入れ計画（練習会場配置図） -概要版-

- 選手・コーチ等の人数  
総合計：397名（CPBアンケート2018年時点）
- 1日あたりの必要な練習会場のスタッフ数  
競技スタッフ・・・合計146名  
統括本部スタッフ・・・合計11名  
合計：157名
- 「馬術」・「射撃」・「自転車競技」について  
3競技は直接競技会場へ入るため、浜松市での練習はなし

中区		北区	
会場名	浜松学院大学	常葉大学浜松キャンパス	
競技名	ゴールボール		
選手・コーチ等	10名	11名	
スタッフ	5名	5名	

天竜区	
会場名	天竜ボート場
競技名	ボート
選手・コーチ等	12名
スタッフ	7名

浜北区	
会場名	浜北総合体育館 メインアリーナ
競技名	車いすバスケットボール
選手・コーチ等	34名
スタッフ	10名

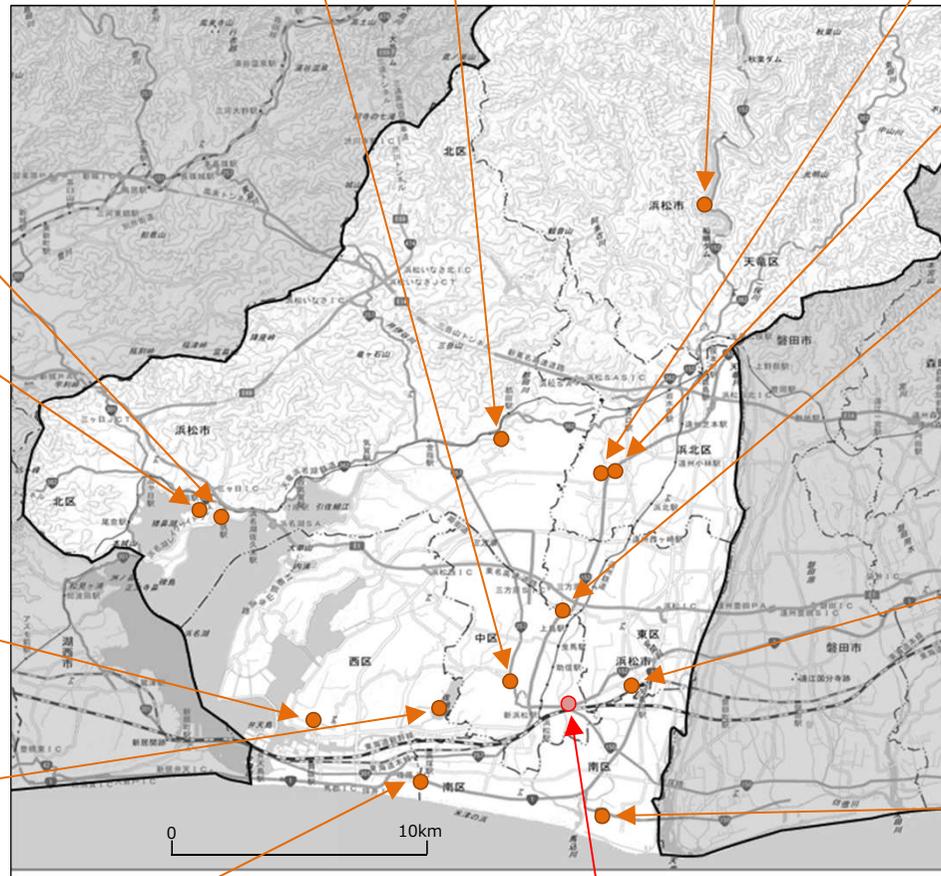
北区	
会場名	三ヶ日青年の家
競技名	トライアスロン
選手・コーチ等	6名
スタッフ	6名

北区	
会場名	浜名湖東急サニーク
競技名	車いすテニス
選手・コーチ等	9名
スタッフ	7名

西区		
会場名	雄踏総合体育館	
競技名	柔道	テコンドー
選手・コーチ等	16名	3名
スタッフ	7名	4名

西区	
会場名	佐鳴湖漕艇場
競技名	カヌー
選手・コーチ等	8名
スタッフ	6名

西区	
会場名	古橋廣之進記念 浜松市総合水泳場
競技名	水泳
選手・コーチ等	44名
スタッフ	11名



● 統括本部 ● 練習会場

浜北区		
会場名	浜北平口サッカー場	浜北総合体育館 サブアリーナ
競技名	5人制サッカー	
選手・コーチ等	18名	
スタッフ	7名	

中区	
会場名	四ツ池公園陸上競技場
競技名	陸上競技
選手・コーチ等	84名
スタッフ	18名

東区		
会場名	浜松アリーナ	
競技名	バドミントン	卓球
選手・コーチ等	5名	25名
スタッフ	5名	8名
競技名	シッティング バレーボール	ウィルチアەرラギー
選手・コーチ等	34名	18名
スタッフ	9名	7名

南区	
会場名	江之島アーチェリー場
競技名	アーチェリー
選手・コーチ等	6名
スタッフ	5名

南区		南区			
会場名	展示イベントホール	会場名	展示イベントホール		
競技名	統括本部	競技名	ポッチャ	パワーリフティング	車いすフェンシング
CPBスタッフ	10名	選手・コーチ等	24名	12名	8名
スタッフ	11名	スタッフ	8名	7名	4名

# Reunião do Conselho dos Cidadãos de Hamamatsu para a Promoção do Brasil “Host Town”-Tóquio 2020

## Prospecto organizacional

Vocacionada para sediar indústrias de variados ramos; indubitavelmente, a atuação de empresas, mundialmente conhecidas, como a Suzuki, a Honda, a Yamaha, entre outros; foram de suma importância para consolidar a cidade de Hamamatsu como um “polo industrial”. Ademais, a reforma da lei japonesa de imigração em 1990, oportunizou a entrada de mão de obra estrangeira, entre eles citamos os brasileiros.

Eventualmente viver em um país diferente, ocasiona diversas dificuldades, entre elas o idioma, emprego, educação, etc.

Para atenuar estas dificuldades, reduzir a evasão escolar das crianças estrangeiras, fomentar atividades de bem-estar na comunidade brasileira, entre outros; implantamos o “Centro de Apoio ao Estudo para Estrangeiros” e, em 2009, conquistamos o privilégio de sediar o Consulado-Geral do Brasil em Hamamatsu.

Inopinadamente, devido a crise de Lehman Brothers em maio de 2016, houve uma redução populacional de 20.000 para 8.500 residentes brasileiros na cidade de Hamamatsu.

Conquanto, a recuperação econômica promoveu na comunidade brasileira, o aumento gradativo de cerca de 300 residentes em 1 ano. Atualmente, Hamamatsu é a cidade com o maior número de cidadãos brasileiros residentes, totalizando cerca de 8.800 brasileiros. Ademais, o aumento de jovens com nacionalidade brasileira ingressando nas universidades, evidencia o fortalecimento da sociedade multicultural.

Os avanços culminaram na formalização do “Memorando de Entendimento”, com o Comitê Olímpico do Brasil (COB) e o Comitê Paralímpico Brasileiro (CPB), para sediar a aclimatação em Hamamatsu nos Jogos Olímpicos e Paralímpicos Tóquio 2020, nobilitando a história de intercâmbio entre o Brasil e Hamamatsu.

Os projetos multiculturais e a inclusão da comunidade brasileira, certamente, foram fatores determinantes, na escolha de Hamamatsu para o acolhimento da delegação brasileira para os treinamento pré-jogos.

A beleza e integridade dos objetivos do “Memorando de Entendimento”, para Olimpíadas e Paralimpíadas, tornar-se-ão poderosas ferramentas; para fomentar, por meio dos esportes, uma sociedade forte e harmoniosa, com igualdade social, racial, entre outros.

Organizamos esta Reunião do Conselho dos Cidadãos de Hamamatsu com a finalidade de empenharmos em oferecer um ambiente agradável para acolher a delegação brasileira.

Utilizando o Desenho Universal, almejamos uma cidade acessível a todos; e para promovermos o intercâmbio com o Brasil. Sendo assim, solicitamos a colaboração de todos.

7 de fevereiro de 2018.

Suzuki Yasutomo

Prefeito de Hamamatsu

浜松市長 鈴木康友

# 東京 2020 ブラジルホストタウン推進浜松市民会議

## 設 立 趣 意 書

本市では、スズキ、ホンダ、ヤマハなどの世界的企業が輩出するなど、古くから‘ものづくりのまち’として発展してきました。このため、外国人労働者にとって働き口が多くあり、1990年の入国管理法改正時には、たくさんのブラジル人が移住してきました。

生まれた場所が違い、使う言葉が違う方々と共に生きていくに当たり、教育の場で、働く場で、普段の生活の場で、困難な課題に直面しました。これらを克服するため、外国人学習支援センターの設置や不就学ゼロ作戦など、ブラジル人との共生のまちづくりを進めた結果、その思いはブラジル本国にも届き、2009年にはブラジル総領事館が設置されました。

本市のブラジル人居住者は最大で2万人いたことがあります。その後、リーマンショックの影響により大幅に減少し、2016年5月には8,500人を下回りました。しかしながら、現在は、景気の回復と合わせて、ブラジル人の浜松回帰の傾向が見られます。この1年の間に約300人も増加し、今や、8,800人にまで回復しています。これは、我が国の中で一番多い数。また、ブラジル国籍を持つ大学生も増え始めており、若いブラジル人たちが活躍できる共生社会が、浜松に芽生え始めています。

先般、ブラジルとの交流の歴史に新たな1ページが加わりました。本市は、ブラジルオリンピック委員会(COB)、ブラジルパラリンピック委員会(CPB)と東京2020事前合宿地に関する覚書を交換したのです。詳細にわたる取り決めは今後決めることとなりますが、ブラジルのナショナルチームが浜松を会場として事前合宿を行うことが確実となりました。事前キャンプ誘致に当たっては、国内の都市間競争が激しい中で、本市の多文化共生の取り組みやブラジルコミュニティの活動が決め手になったものと考えます。

今後の共生社会にオリパラのスパイスを加えたい。覚書の交換は、単なる練習場所としての受け入れではなく、外国人も障がいのある人もだれもが隔たりなく、スポーツに、学習に打ち込める社会へとつなげたいと考えます。ブラジル選手団の受け入れの環境づくりをオール浜松の体制で進めるため、本市民会議を設立します。これにより、ユニバーサルデザインの心の優しいまちづくりを進め、ブラジルとの交流に拍車をかけてまいりますので、今後ともご理解とご協力をお願いします。

平成30年2月7日

東京2020ブラジルホストタウン推進浜松市民会議 代表

浜松市長 鈴木康友



## 区協議会の開催日程（5月）について

このことについて、次のとおり区協議会が開催されますのでお知らせします。

協議会名	回数	日時	場所	会議内容(予定)	傍聴定員	問合せ先
中区協議会	第2回	5月22日 (水) 13:30～	防災学習センター (はま防～家) 多目的ホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(協議)コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の本格実施について</li> <li>・(協議)平成30年度地域力向上事業(助成事業)の事後評価について</li> <li>・(協議)令和元年度協働センターを核とした地域課題解決事業について</li> <li>・その他</li> </ul>	10人程度 (先着順)	中区役所 区振興課 TEL:457-2210
東区協議会	第2回	5月31日 (金) 13:30～	東区役所 3階 31・32会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(協議)コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の本格実施について</li> <li>・(協議)平成30年度地域力向上事業(助成事業)の事後評価について</li> <li>・(報告)ブラジルパラリンピック選手団サポートボランティアの募集について</li> <li>・地域課題について</li> <li>・その他</li> </ul>	10人程度 (先着順)	東区役所 区振興課 TEL:424-0115
西区協議会	第2回	5月22日 (水) 13:30～	西区役所 3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(協議)コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の本格実施について</li> <li>・(協議)西区地域力向上事業(助成事業)の事後評価について</li> <li>・その他</li> </ul>	5人程度 (先着順)	西区役所 区振興課 TEL:597-1112
南区協議会	第2回	5月23日 (木) 13:30～	南区役所 3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(協議)コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の本格実施について</li> <li>・(協議)令和元年度地域力向上事業の提案について</li> <li>・(報告)ブラジルパラリンピック選手団サポートボランティアの募集について</li> </ul>	5人程度 (先着順)	南区役所 区振興課 TEL:425-1120
北区協議会	第2回	5月23日 (木) 13:30～	引佐協働センター 2階 会議室1・2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(協議)コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の本格実施について</li> <li>・(協議)平成30年度地域力向上事業(助成事業)の事後評価について</li> <li>・(報告)ブラジルパラリンピック選手団サポートボランティアの募集について</li> <li>・地域課題について</li> <li>・その他</li> </ul>	5人程度 (先着順)	北区役所 区振興課 TEL:523-1168
浜北区協議会	第2回	5月23日 (木) 13:30～	浜北区役所 3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(協議)コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の本格実施について</li> <li>・(協議)平成30年度地域力向上事業(助成事業)の事後評価について</li> <li>・(協議)令和元年度浜北区地域力向上事業(助成事業)の提案について</li> <li>・地域課題について</li> <li>・その他</li> </ul>	10人程度 (先着順)	浜北区役所 区振興課 TEL:585-1141

協議会名	回数	日時	場所	会議内容(予定)	傍聴定員	問合先
天竜区協議会	第2回	5月28日 (火) 14:00~	天竜区役所 2階 21・22会議 室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(協議)コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の本格実施について</li> <li>・(協議)平成30年度地域力向上事業(助成事業)の事後評価について</li> <li>・(協議)天竜区協議会委員の補充について</li> <li>・地域課題について</li> <li>・その他</li> </ul>	5人程度 (先着順)	天竜区役所 区振興課 TEL:922-0013

市民部 市民協働・地域政策課 担当：増田  
TEL 457-2094

# 浜松東署管内の交通事故日報

## 1 発生状況

(平成31年 4月30日分)

区分	当日			当月累計			当年累計		
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者
当年	8		9	209	1	266	814	3	1,072
増減率	2		-2	-14	1	-16	-33	1	-42
	33.3		-18.2	-6.3		-5.7	-3.9	50.0	-3.8

## 2 路線別

区分	当日			当月累計			当年累計			
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	増減	死者	傷者
国道				45		67	166	-10		216
主要地方道				16		19	62	-2	1	82
一般県道	1		1	28		30	119	12		138
市町村道	7		8	107	1	130	421	-23	2	546
その他				13		20	46	-10		60

## 3 市区町別

区分	当月累計			当年累計					
	件数	死者	傷者	件数	増減	死者	増減	傷者	増減
浜松市									
中区	14		20	62	-8			85	-3
東区	124		160	486	-17	2	1	653	2
南区	71	1	86	266	-8	1		334	-41

## 4 当事者別件数 (第1当)

区分	当日	当月	当年	増減数
大型車		7	16	3
中型車		4	11	
準中型車		7	23	4
普通車	8	172	702	-45
二輪車		6	29	2
自転車		11	28	6
歩行者				
その他				

注：不明は除く

## 5 居住地別件数 (第1当)

区分	当日	当月	当年	増減数
管内	4	102	403	-35
管内	4	85	351	5
管外		8	31	-6

注：不明は除く

## 6 年齢別件数 (第1当)

区分	当日	当月	当年	増減数
15歳以下		3	7	3
16～19歳		10	32	1
20～24歳		19	91	-2
25～29歳		21	66	-17
30～39歳	3	35	148	4
40～49歳	1	32	161	-3
50～59歳	3	28	109	-12
60～64歳	1	8	32	-16
65歳以上		51	163	12
不明		2	5	-3

## 7 事故類型別件数

区分	当日	当月	当年	増減数	
人対(背)面通行中	1	2	6	2	
人対車	横断中	横断歩道	4	11	3
		その他	3	15	1
両	その他	3	11	-7	
小計	1	12	43	-1	
車両相互	正面衝突		2	-3	
	追突	3	77	320	-21
	出合頭	3	66	269	-5
	追越すれ違い時		1	3	-5
	その他		24	78	1
	右左折時		23	77	2
	その他		23	77	2
小計	6	191	749	-31	
車両単独	1	6	22	-1	
踏切					
合計	8	209	814	-33	

## 8 各種事故別

区分	当日累計			当月累計			当年累計					
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	増減	死者	増減	傷者	増減
幼児				2		2	12	2			13	3
園児				2		2	11	2			12	1
小学生				5		6	32	4			36	2
中学生				3		3	12	-3			12	-3
高校生				13		13	36	-2			36	1
高齢者	1	1		73		39	240	11			137	3
高齢運転				48		60	154	6		-1	197	2
歩行者	1	1		12	1	11	43	-1	1	1	42	-3
自転車				37		36	108	3			108	7
原付車				11		11	45	-11	2	2	45	-17
自二車				11		14	52	3			60	7
ヤング				26	1	34	116	-1	1	1	153	-8
若者起因				47	1	63	181	-18	1	1	245	-12
初心者				8		13	30	2			43	10
無免許							1	-2			3	
飲酒				2		2	5	2		-1	5	3
交差点	3		3	91		111	361	12	2		451	-8

## 社会福祉課地域福祉グループの業務～生活保護制度について

### 1 生活保護制度とは

#### (1) 根拠法令

生活保護法による法定受託事務

#### (2) 法律の内容（抜粋）

- ・法律の目的（第1条）・・・困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障する。自立を助長することを目的とする。
- ・無差別平等（第2条）・・・要件を満たす限り保護を無差別平等に受けることができる。
- ・基準及び程度の原則（第8条）・・・最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、これをこえないもの。
- ・必要即応の原則（第9条）・・・個人又は世帯の実際の相違を考慮して、有効かつ適切に行う。
- ・申請による保護の開始及び変更（第24条）・・・保護の要否、種類、程度及び方法を決定し書面をもって通知。決定通知は申請の日から14日以内に行う。調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には30日まで延ばすことができる。
- ・報告、調査及び検診（第28条）・・・保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施のため必要があると認めたる時は、資産、収入状況、健康状態その他事項を職員に調査させる。医師、歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

### 2 生活保護制度の現状

全国、浜松市、東区の現状

	全国		浜松市		東区	
	受給者数 (人)	保護率 (%)	受給者数 (人)	保護率 (%)	受給者数 (人)	保護率 (%)
平成20年3月	1,763,572	1.38	4,198	0.52	372	0.29
平成30年11月	2,096,955	1.66	7,193	0.90	938	0.73

※受給者数＝実際に生活保護を受給している人の数

保護率＝受給者数／人口＊100

### 3 実際の流れ

- ① 来所・相談受付
- ② 申請の意思確認
- ③ 申請受付
- ④ 調査（14日もしくは30日以内）
- ⑤ 生活保護決定
- ⑥ 計画に沿った援助

### 4 生活保護業務における課題と取り組み

- (1) 昨年度について
  - ・東区社会福祉事務所にて厚生労働省の生活保護法施行事務監査が行われる
- (2) 監査で指摘されたこと
  - ・保護の面接相談の適切な取扱いについて
  - ・適切な援助方針の策定及び的確な訪問活動調査について
- (3) 指摘されたことについての取り組み
  - ・面接時に申請権の侵害を疑われないようにしていく。面接時の記録を速やかに回付し、組織的に審査を行う。
  - ・状況の変化に応じて援助計画を策定していく。訪問計画に沿った訪問活動が適切に行われるよう組織的に管理していく。

《手続きはお済みですか》

- 1 住民税・固定資産税 免除されますので相談してください。
- 2 NHK受信料 免除されますので相談してください。
- 3 下水道料金 基本使用料が減免されますので相談してください。
- 4 連絡ごみ処理手数料 免除されますので相談してください。
- 5 住民票等の交付手数料 減免できる場合がありますので相談してください。
- 6 厚生年金へ加入したことがある人は、年金受給資格の確認及び受給手続き等を年金事務所や企業年金連合会等で相談してください。

《地区担当員が家庭訪問します》

地区担当員は、あなたやあなたの世帯が抱えている問題を、どうすれば解決できるのかを一緒に考えます。

そのため、あなたのお宅を定期的に、また、必要に応じて訪問しますので、遠慮なく相談してください。

☆ 担当の民生委員は、 \_\_\_\_\_ さんです。

☆ 地区担当員は、東区社会福祉課 \_\_\_\_\_ です。

何か困ったこと、わからないことがあれば、相談してください。

〒435-8686

浜松市東区流通元町20-3

浜松市東区福祉事務所 社会福祉課

☎ 053-424-0173

様

せいかつ ほ ご  
生活保護のしおり

はままつしひがしくふくしじむしょ しゃかいふくしか  
浜松市東区福祉事務所 社会福祉課

《生活保護とは》

生活保護は、生活に困っている人に、その困っている程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障し、自分で生活できるよう援助することを目的としています。

このためには、資産や能力など次に掲げるものを十分活用または利用し、生活を維持するよう努めなければなりません。

- 1 利用あるいは処分できる資産(例えば土地、建物、預貯金、自動車、保険、その他高価な物品など)の活用
- 2 働くことができる状況にある人は、能力に応じた稼働収入の活用
- 3 扶養義務者からの援助が受けられる人は、仕送り援助などの活用
- 4 他の法律(例えば健康保険、労災保険、雇用保険、年金、児童扶養手当などの各種手当)による給付の活用

## 《相談してください》

- 1 子供が進学するとき
- 2 技術を身につけたいとき
- 3 葬儀を行うとき
- 4 妊娠したとき、出産するとき
- 5 住まいを直したいとき、転居の必要が生じたとき
- 6 老人ホーム・保育園・母子寮などへ入所しようとするとき

## 《届け出てください》

生活保護はあなたからの申請や申告に基づいて決定されますので、以下のようなことがあれば、速やかに地区担当員に届け出てください。

届け出をしなかったり、不実の申告をして受けた生活保護費は返還してもらうこととなりますので必ず正しく申告してください。

- 1 世帯員のいずれかに収入の変動があったとき（賞与・保険金・年金・資産の売却・仕送りなどの臨時収入も含まれます）
- 2 家族の誰かが働くようになったとき、仕事を変わったとき、やめたとき
- 3 家族の人数が変わったとき（出産・死亡・転入・転出）
- 4 入院をしたとき、退院をしたとき
- 5 病院にかかるとき、通院をやめたとき
- 6 常時失禁状態にある患者等でオムツ代が必要になったとき
- 7 家賃や地代が変わるとき、転居するとき
- 8 家を数日間留守にするとき
- 9 保護費の振込口座を変えるとき（無断で変えないこと）

## 《守ってください》

- 1 仕事に励み、支出の節約を図って生活の維持向上に努めてください。
- 2 病気の時は、医師の指導に従ってください。
- 3 飲酒を禁じられているのにそれに従わず、他人に迷惑をかけることは絶対にしないでください。常に、きちんとした生活態度をとってください。
- 4 子供の学校給食費・教材代や家賃など、滞らないように納めてください。
- 5 原則として、自動車・自動二輪車（原動機付自転車を含む）を持つことや運転することはできませんので守ってください。

## 《注意してください》

- 1 あなたの生活の維持向上のために必要な指導・指示をすることがあります。これを守れないときは、保護を受けられなくなることがありますので注意してください。
- 2 収入や家族などのことについて、事実と違った届け出をして不正に保護を受けたときは、その分を返してもらったり、保護が受けられなくなったり、罰せられることがありますので注意してください。
- 3 年金担保貸付を利用したことが原因で生活保護を受給し、その後保護廃止となった方が、再度年金担保貸付を利用した場合は、生活保護は適用されませんので注意してください。

## 《病院に受診したいときは》

- 1 病院にかかるときは、社会福祉課に申し出ててください。
- 2 急病や夜間・休日などで、受診する前に手続きをすることができなかったときは、翌日早めに届け出てください。
- 3 入院・退院をしたときや、病院にかからなくてもよくなったときは、必ず届け出てください。
- 4 同じ病気で、同時に2つ以上の病院にかかれませんでしたので注意してください。
- 5 病院受診の際にバス・タクシー代などの通院移送費が必要となったときは、通院移送費が認められる場合もあるので、事前に相談してください。
- 6 医師の判断により、後発医薬品の使用が認められている場合は、原則として後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用をお願いします。

## 《保護費の受け取り方は》

- 1 保護開始時は、印鑑と金融機関の預金通帳を持って、決められた日に社会福祉課まで来てください。
- 2 保護が始まった次の月からは、毎月5日（5日が金融機関の休みの時は、その直近前日）に指定した金融機関又は社会福祉課で受け取ってください。
- 3 収入申告の届け出が遅れたときなどは、保護費の支払いが遅れ窓口払いとなる場合があります。★印鑑を忘れずに！

## 《調査について》

必要な生活保護の程度や要否判定を行うため、家庭訪問などの調査や、収入申告など提出書類について関係機関に対して調査を行います。

静岡県の生活保護の状況

平成31年 1月分

1 生活保護世帯数及び人員

(単位：人、世帯(全国は千人、千世帯))

	静岡県	政令市		除く			全国 (30年12月)	
		静岡市	浜松市	政令市	市部	郡部		
被保護人員	31,242	16,413	9,215	7,198	14,829	13,052	1,777	2,096
被保護世帯数	25,009	12,913	7,238	5,675	12,086	10,639	1,457	1,639
保護率(人口千対)	0.85%	—	1.33%	0.91%	0.68%	0.67%	0.79%	1.66%

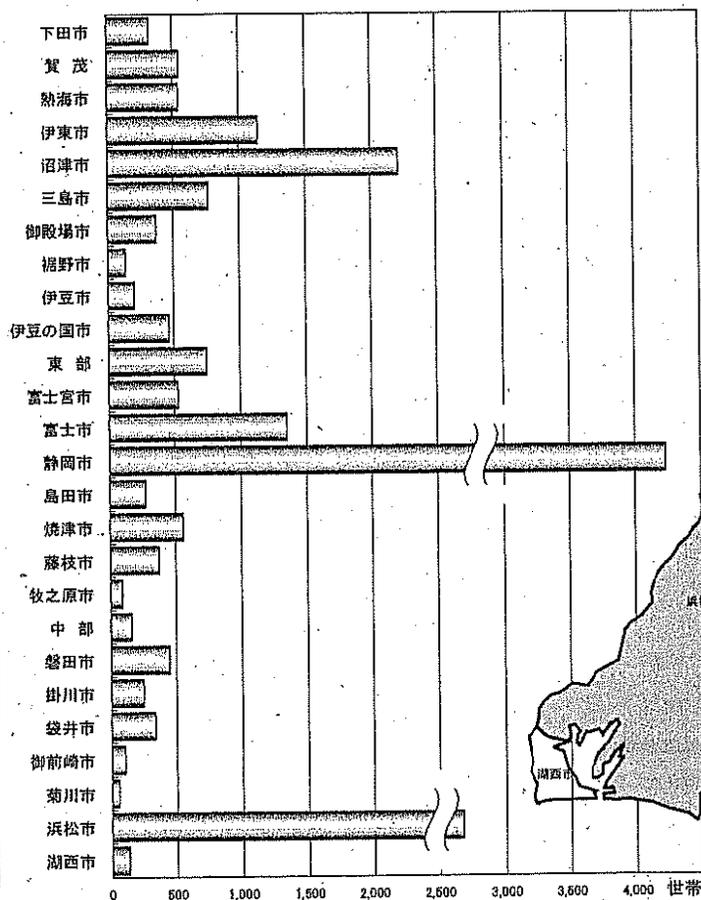
3 類型別世帯割合

	静岡県	政令市		除く政令市		全国 (30年12月)
		静岡市	浜松市	市部	郡部	
高齢者	54.9%	54.1%	48.1%	58.3%	60.2%	54.1%
母子	4.6%	5.6%	4.6%	4.0%	2.9%	5.3%
障害者	11.6%	11.5%	13.3%	11.0%	10.4%	12.3%
傷病者	12.4%	12.4%	10.3%	13.6%	11.0%	13.1%
その他	16.6%	16.5%	23.6%	13.1%	15.5%	15.2%

2 福祉事務所別世帯数及び保護率

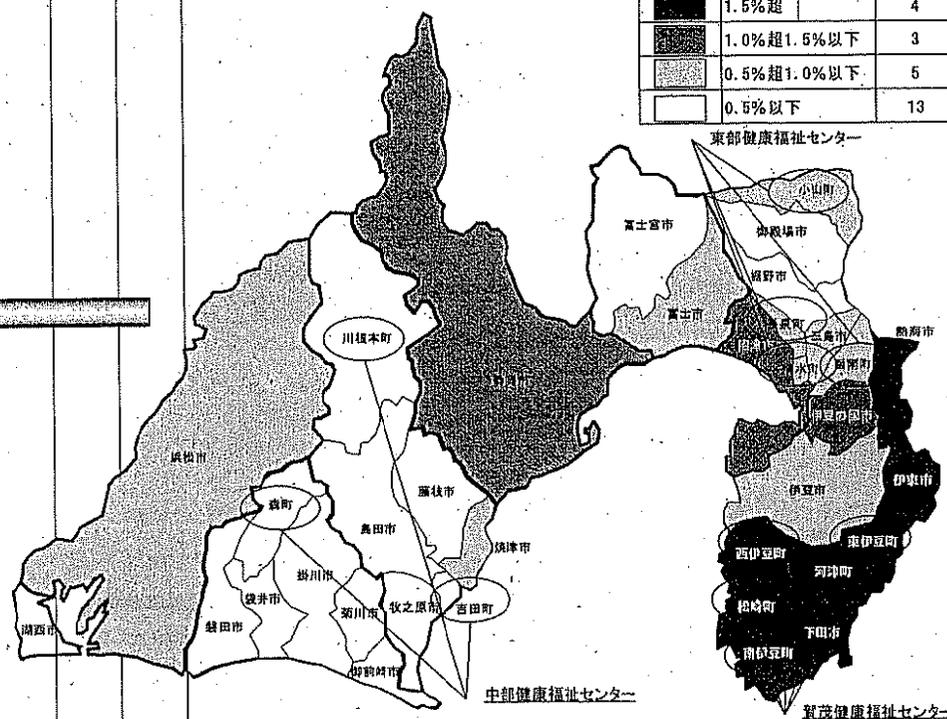
圏域	福祉事務所	世帯数 (千世帯)	順位	保護率	順位
賀茂	下田市	319	17	1.72%	2
	賀茂	549	9	1.57%	4
熱海伊東	熱海市	543	10	1.62%	3
	伊東市	1,146	5	2.17%	1
駿東田方	沼津市	2,213	3	1.38%	5
	三島市	767	6	0.86%	9
	御殿場市	365	15	0.50%	15
	裾野市	132	22	0.33%	22
	伊豆市	198	20	0.80%	10
	伊豆の国市	469	12	1.18%	7
	東部	749	7	0.71%	11
富士	富士宮市	528	11	0.50%	16
	富士市	1,346	4	0.70%	12
静岡	静岡市	7,238	1	1.33%	6
志太榛原	島田市	272	18	0.35%	19
	焼津市	557	8	0.53%	13
	藤枝市	371	14	0.33%	21
	牧之原市	92	25	0.25%	25
	中部	159	21	0.37%	17
中東遠	磐田市	451	13	0.34%	20
	掛川市	248	19	0.27%	23
	袋井市	331	16	0.61%	14
	御前崎市	103	24	0.36%	18
西部	菊川市	56	26	0.14%	26
	浜松市	5,675	2	0.91%	8
	湖西市	132	22	0.26%	24

【グラフ】福祉事務所別保護世帯数



【図】福祉事務所別保護率

保護率		順位
1.5%起	4	4
1.0%超1.5%以下	3	3
0.5%超1.0%以下	5	5
0.5%以下	13	13





～はままつ食de 元気応援店～

# 健康力アップ in 東区

## 6月は食育月間

生活習慣病予防・重症化予防のための健康づくりに関する  
イベントを開催します。  
楽しみながら健康力アップしてみませんか!!



### 主な内容

- ◆ **野菜 350g 当てようクイズ** ～やさいたっぷり 350de 糖尿病予防～  
1日に必要な野菜の量 350g を量ってみよう。  
▶ ピタリ当てたらステキな商品プレゼント!! (数に限りあり)
- ◆ **やさいクイズ** ～やさいの名前がわかるかな?～
- ◆ **健康おみくじ**
- ◆ **生活習慣病予防啓発コーナー** (血圧測定・血管年齢測定等)
- ◆ **健康ポスターの展示等**



6月 7日 (金)	10:00～12:00	遠鉄ストア 西ヶ崎店
6月 9日 (日)	10:00～12:00	遠鉄ストア 笠井店
6月14日 (金)	9:00～11:30	ファーマーズマーケット東店
6月19日 (水)	10:00～12:00	マックスバリュ浜松和田店
6月22日 (土)	10:00～13:00	イオン浜松市野店



☆ 内容は各店舗により異なります